

令和3年度 総合評価落札方式の運用方針(工事) の新旧対照表

更新日	頁	旧	新
R3.12.3	P3	<p>1－2 評価値の算出方法</p> <p>1－2 評価値の算出方法</p> <p>評価値の算出方法は以下のとおりとする。</p> $\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点(基礎点)} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$ <p>標準点(基礎点)…要求要件を実現できると認められる企業に100点を付与する。 加算点 …「企業の能力等」、「技術者の能力等」、「地域精通度・貢献度」、「施工計画」、「技術提案」の項目で構成するもの。総合評価落札方式の種別により、評価の対象とする項目、配点は異なる。 施工体制評価点…施工体制に係る申請内容に応じ、最大30点を付与。(ただし、予定価格1,000万円以上の工事に限る。)</p>	<p>1－2 評価値の算出方法</p> <p>1－2 評価値の算出方法</p> <p>評価値の算出方法は以下のとおりとする。</p> $\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点(基礎点)} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$ <p>標準点(基礎点)…要求要件を実現できると認められる企業に100点を付与する。 加算点 …「企業の能力等」、「技術者の能力等」、「地域精通度・貢献度」、「施工計画」、「技術提案」の項目で構成するもの。総合評価落札方式の種別により、評価の対象とする項目、配点は異なる。 施工体制評価点…施工体制に係る申請内容に応じ、最大30点を付与。(ただし、予定価格1,000万円(税込)を超える工事に限る。)</p>

令和3年度 総合評価落札方式の運用方針(工事) の新旧対照表

更新日	頁	旧	新																		
R3.12.3	P29	<p>2-6 ICTの活用(ICT活用計画)</p> <p>1)確認内容 2)評価</p> <p>2-6 ICTの活用(ICT活用計画)</p> <p>1)確認内容 「各対象工種」※1の「施工プロセスの各段階(浚渫工①～⑤)※2、基礎工①～④※3、ブロック据付工①～③※4」について全ての段階で全面的にICTを活用する計画があるかを確認し、評価する。</p> <p>※1【各対象工種】は下記のとおり ※2【浚渫工】①3次元起工測量、②3次元数量計算、③ICTを活用した施工、④3次元出来形測量、⑤3次元データの納品 ※3【基礎工】①3次元起工測量、②3次元数量計算、③ICTを活用した施工、④3次元データの納品 ※4【ブロック据付工】①ICTを活用した施工、②3次元測量、③3次元データの納品</p> <p>2)評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ICTの活用 (ICT活用計画)</td> <td>各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的にICTを活用する計画の有無 【浚渫工】①、②、③、④、⑤ ※2 【基礎工】①、②、③、④ ※3 【ブロック据付工】①、②、③ ※4</td> <td>2.0点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的に活用する計画ではない場合、もしくは活用しない場合</td> <td>0.0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※WTO及び港湾5工種以外の工事は、ICTの活用の評価項目を設定しない。</p>	評価項目	評価基準	配点	ICTの活用 (ICT活用計画)	各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的にICTを活用する計画の有無 【浚渫工】①、②、③、④、⑤ ※2 【基礎工】①、②、③、④ ※3 【ブロック据付工】①、②、③ ※4	2.0点		各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的に活用する計画ではない場合、もしくは活用しない場合	0.0点	<p>2-6 ICTの活用(ICT活用計画)</p> <p>1)確認内容 2)評価</p> <p>2-6 ICTの活用(ICT活用計画)</p> <p>1)確認内容 「各対象工種」※1の「施工プロセスの各段階(浚渫工①～⑤)※2、基礎工①～④※3、ブロック据付工①～③※4、海上地盤改良工①～⑤※5」について全ての段階で全面的にICTを活用する計画があるかを確認し、評価する。</p> <p>※1【各対象工種】は下記のとおり ※2【浚渫工】①3次元起工測量、②3次元数量計算、③ICTを活用した施工、④3次元出来形測量、⑤3次元データの納品 ※3【基礎工】①3次元起工測量、②3次元数量計算、③ICTを活用した施工、④3次元データの納品 ※4【ブロック据付工】①ICTを活用した施工、②3次元測量、③3次元データの納品 ※5【海上地盤改良工】①3次元起工測量、②3次元数量計算、③ICTを活用した施工、④3次元出来形測量、⑤3次元データの納品</p> <p>2)評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ICTの活用 (ICT活用計画)</td> <td>各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的にICTを活用する計画の有無 【浚渫工】①、②、③、④、⑤ ※2 【基礎工】①、②、③、④ ※3 【ブロック据付工】①、②、③ ※4 【海上地盤改良工】①、②、③、④、⑤※5</td> <td>2.0点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的に活用する計画ではない場合、もしくは活用しない場合</td> <td>0.0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※WTO及び港湾5工種以外の工事は、ICTの活用の評価項目を設定しない。 ※海上地盤改良工におけるICTを活用した施工とは、床掘及び置換材を伴う床掘工事を指す(当該工事の入札説明書参照)。</p>	評価項目	評価基準	配点	ICTの活用 (ICT活用計画)	各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的にICTを活用する計画の有無 【浚渫工】①、②、③、④、⑤ ※2 【基礎工】①、②、③、④ ※3 【ブロック据付工】①、②、③ ※4 【海上地盤改良工】①、②、③、④、⑤※5	2.0点		各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的に活用する計画ではない場合、もしくは活用しない場合	0.0点
評価項目	評価基準	配点																			
ICTの活用 (ICT活用計画)	各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的にICTを活用する計画の有無 【浚渫工】①、②、③、④、⑤ ※2 【基礎工】①、②、③、④ ※3 【ブロック据付工】①、②、③ ※4	2.0点																			
	各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的に活用する計画ではない場合、もしくは活用しない場合	0.0点																			
評価項目	評価基準	配点																			
ICTの活用 (ICT活用計画)	各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的にICTを活用する計画の有無 【浚渫工】①、②、③、④、⑤ ※2 【基礎工】①、②、③、④ ※3 【ブロック据付工】①、②、③ ※4 【海上地盤改良工】①、②、③、④、⑤※5	2.0点																			
	各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的に活用する計画ではない場合、もしくは活用しない場合	0.0点																			

令和3年度 総合評価落札方式の運用方針(工事) の新旧対照表

更新日	頁	旧	新																		
R3.12.3	P63	<p>4-2 ボランティア表彰・ボランティア活動実績 1)確認事項 3)留意事項</p> <p>4-2 ボランティア表彰・ボランティア活動実績</p> <p>1)確認内容 •ボランティア表彰・感謝状受賞実績 過去5年間に、中部地方整備局(港湾空港関係)又は中部地方整備局管内の地方公共団体から、港湾空港関係(海岸事業含む)のボランティア活動に対する表彰や感謝状の受賞の有無について確認する。 •ボランティア活動実績 公告日の前々年度から前年度に国又は、地方公共団体(港湾管理者・自治会を含む)が主催又は後援する港湾・海岸に関するボランティア活動、中部地方整備局(港湾空港関係)がこれと同等と認めるボランティア活動への参加実績が、4回以上あるかについて確認する。</p> <p>2)評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボランティア</td> <td>中部地方整備局管内(港湾空港関係)のボランティア表彰 [過去5年間]、又は前々年度から前年度のボランティア活動実績</td> <td>表彰または4回以上の実績あり 表彰なし及び実績が4回未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1.0点 0.0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ WTO及びチャレンジ型を除くすべての工事の評価項目に設定する。</p> <p>3)留意事項 •ボランティアの実績等については、別記様式『ボランティアの実績等』の記載内容及び根拠として添付する資料(活動実績の証明資料等)で確認している。</p>	評価項目	評価基準	配点	ボランティア	中部地方整備局管内(港湾空港関係)のボランティア表彰 [過去5年間]、又は前々年度から前年度のボランティア活動実績	表彰または4回以上の実績あり 表彰なし及び実績が4回未満			1.0点 0.0点	<p>4-2 ボランティア表彰・ボランティア活動実績 1)確認事項 3)留意事項</p> <p>4-2 ボランティア表彰・ボランティア活動実績</p> <p>1)確認内容 •ボランティア表彰・感謝状受賞実績 過去5年間に、中部地方整備局(港湾空港関係)又は中部地方整備局管内の地方公共団体(港湾管理者含む)から、港湾空港関係(海岸事業含む)のボランティア活動に対する表彰や感謝状の受賞の有無について確認する。 •ボランティア活動実績 公告日の前々年度から前年度に国又は、地方公共団体(港湾管理者含む)が主催又は後援(共催・協賛・協力でも可)する港湾・海岸に関するボランティア活動、自治会が主催し国又は地方公共団体(港湾管理者含む)が後援(共催・協賛・協力でも可)する港湾・海岸に関するボランティア活動、中部地方整備局(港湾空港関係)がこれと同等と認めるボランティア活動への参加実績が、4回以上あるかについて確認する。</p> <p>2)評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボランティア</td> <td>中部地方整備局管内(港湾空港関係)のボランティア表彰 [過去5年間]、又は前々年度から前年度のボランティア活動実績</td> <td>表彰または4回以上の実績あり 表彰なし及び実績が4回未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1.0点 0.0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ WTO及びチャレンジ型を除くすべての工事の評価項目に設定する。</p> <p>3)留意事項 •ボランティアの実績等については、別記様式『ボランティアの実績等』の記載内容及び根拠として添付する資料(活動実績の証明資料等)で確認している。 •企業としての活動実績を証明できる資料(日付入りの写真、主催者からの参加証明、参加メンバー表等)が示されているものに限り評価する。 •現場環境改善費(旧イメージアップ費)を使用した活動は対象外とする。</p>	評価項目	評価基準	配点	ボランティア	中部地方整備局管内(港湾空港関係)のボランティア表彰 [過去5年間]、又は前々年度から前年度のボランティア活動実績	表彰または4回以上の実績あり 表彰なし及び実績が4回未満			1.0点 0.0点
評価項目	評価基準	配点																			
ボランティア	中部地方整備局管内(港湾空港関係)のボランティア表彰 [過去5年間]、又は前々年度から前年度のボランティア活動実績	表彰または4回以上の実績あり 表彰なし及び実績が4回未満																			
		1.0点 0.0点																			
評価項目	評価基準	配点																			
ボランティア	中部地方整備局管内(港湾空港関係)のボランティア表彰 [過去5年間]、又は前々年度から前年度のボランティア活動実績	表彰または4回以上の実績あり 表彰なし及び実績が4回未満																			
		1.0点 0.0点																			

令和3年度 総合評価落札方式の運用方針(工事) の新旧対照表

更新日	頁	旧	新
R3.12.3	P68	<p>4-4 災害時に活用できる作業船保有</p> <p>3)留意事項</p> <p>4-4 災害時に活用できる作業船保有</p> <p>3)留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○作業船の保有者が確認できる証明資料として、「登記簿」の写しを添付すること。 ○作業船を子会社が保有又は子会社と共有している場合は、親会社が子会社の株式を保有していることを確認できる証明資料として「株主名簿記載事項証明書」等の写しを添付すること。 ○共同企業体の場合、代表者又は構成員のいずれか1社の状況を記載すること。 	<p>4-4 災害時に活用できる作業船保有</p> <p>3)留意事項</p> <p>4-4 災害時に活用できる作業船保有</p> <p>3)留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○作業船の自社保有、且つ「中部地方整備局(港湾空港関係)」と災害協定書を締結している団体等に所属していること。 ○申請書提出時点における保有作業船の所有者及び保有作業船の種類、船名が確認できる証明資料として、「登記簿」や「海上保険証券」等の写しを添付すること。 (非自航船等により、登記簿が無い場合は、海上保険証券の写しのみでもよい。ただし、根拠資料として添付された資料等により保有作業船の所有者及び保有作業船の種類、船名が確認できない場合は、加点評価しない。) ○作業船を子会社が保有又は子会社と共有している場合は、親会社が子会社の株式を保有していることを確認できる証明資料として「株主名簿記載事項証明書」等の写しを添付すること。 ○共同企業体の場合、代表者又は構成員のいずれか1社の状況を記載すること。 ○中部地方整備局(港湾空港関係)と締結している協定名称、所属団体名について、別記様式-4『災害協定の締結・災害復旧等の実績』と同じ協定名で申請する場合においては、所属団体名の記載は不要とするが、協定名称には「別記様式-4の協定と同じ」と記載すること。根拠資料として添付された資料等により作業船の保有が確認できても、申請書に未記載の場合は加点評価しない。 ○別記様式-4『災害協定の締結・災害復旧等の実績』において、「中部地方整備局(港湾空港関係)と締結している災害協定」が未記載の場合、根拠資料として添付された資料等により災害協定が確認できても、加点評価しない。

令和3年度 総合評価落札方式の運用方針(工事) の新旧対照表

更新日	頁	旧	新												
R3.12.3	P69	<p>4-5 災害時の事業継続力の認定 1)確認内容、3)留意事項</p> <p>4-5 災害時の事業継続力の認定</p> <p>1)確認内容 建設会社における事業継続計画の策定を促進するために、「中部地方整備局の港湾空港関係における建設BCPとして認定された企業」について確認する。</p> <p>2)評価 「港湾土木工事(A及びB等級対象工事)」、「港湾等しゅんせつ工事(A及びB等級対象工事)」に適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時の事業継続力の認定状況 建設BCP認定制度(中部地方整備局の港湾空港関係)での認定の有無</td> <td>認定あり 認定なし</td> <td>1.0点 0.0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※WTO、チャレンジ型の場合は、評価項目として設定しない。</p> <p>3)留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中部地方整備局における「災害時の基礎的事業継続力<港湾空港専門項目>」の認定を受けた者であること。 ○認定企業一覧については、中部地方整備局(港湾空港部)のホームページにより確認することが可能。 ○中部地方整備局(港湾空港部)のホームページにより認定状況が確認できる場合は、認定書の写しは不要。なお、認定書に記載された有効期限日が期限内(3年間)であること。 ○中部地方整備局(港湾空港部)のホームページにより確認出来ない場合のみ、認定証<港湾空港専門項目>の写しを添付すること。 ○中部地方整備局の「災害時の基礎的事業継続力<港湾空港専門項目>」認定企業として申請する場合、別記様式『災害時の事業継続力の認定状況について』の「認定証の有無」の選択項目「有」にチェック「<input checked="" type="checkbox"/>」をつけること。なお、「無」を選択、若しくは未記載の場合、別記様式『災害時の事業継続力の認定状況について』の提出があつても、「災害時の事業継続力の認定状況」については加点評価しない。 	評価項目	評価基準	配点	災害時の事業継続力の認定状況 建設BCP認定制度(中部地方整備局の港湾空港関係)での認定の有無	認定あり 認定なし	1.0点 0.0点	<p>4-5 災害時の事業継続力の認定 1)確認内容、3)留意事項</p> <p>4-5 災害時の事業継続力の認定</p> <p>1)確認内容 建設会社における災害時の事業継続計画の策定を促進するために、中部地方整備局の「建設会社における災害時の基礎的事業継続力<港湾空港専門項目>」の認定を受けているか確認する。</p> <p>2)評価 「港湾土木工事(A及びB等級対象工事)」、「港湾等しゅんせつ工事(A及びB等級対象工事)」に適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時の事業継続力の認定状況 建設BCP認定制度(中部地方整備局の港湾空港関係)での認定の有無</td> <td>認定あり 認定なし</td> <td>1.0点 0.0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※WTO、チャレンジ型の場合は、評価項目として設定しない。</p> <p>3)留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中部地方整備局の「建設会社における災害時の基礎的事業継続力<港湾空港専門項目>」の認定を受けた者であること。 ○認定企業一覧については、中部地方整備局(港湾空港部)のホームページにより確認することが可能。 ○中部地方整備局(港湾空港部)のホームページにより認定状況が確認できる場合は、認定書の写しは不要。なお、認定書に記載された有効期限日が期限内(3年間)であること。 ○中部地方整備局(港湾空港部)のホームページにより確認出来ない場合のみ、認定証<港湾空港専門項目>の写しを添付すること。 ○中部地方整備局の「建設会社における災害時の基礎的事業継続力<港湾空港専門項目>」認定企業として申請する場合、別記様式『災害時の事業継続力の認定状況について』の「認定証の有無」の選択項目「有」にチェック「<input checked="" type="checkbox"/>」をつけること。なお、「無」を選択、若しくは未記載の場合、別記様式『災害時の事業継続力の認定状況について』の提出があつても、「災害時の事業継続力の認定状況」については加点評価しない。 	評価項目	評価基準	配点	災害時の事業継続力の認定状況 建設BCP認定制度(中部地方整備局の港湾空港関係)での認定の有無	認定あり 認定なし	1.0点 0.0点
評価項目	評価基準	配点													
災害時の事業継続力の認定状況 建設BCP認定制度(中部地方整備局の港湾空港関係)での認定の有無	認定あり 認定なし	1.0点 0.0点													
評価項目	評価基準	配点													
災害時の事業継続力の認定状況 建設BCP認定制度(中部地方整備局の港湾空港関係)での認定の有無	認定あり 認定なし	1.0点 0.0点													

令和3年度 総合評価落札方式の運用方針(工事) の新旧対照表

更新日	頁	旧	新
R3.12.3	P83	<p>8 技術提案 3)提案数について</p> <h2>8 技術提案</h2> <p>技術提案 技術提案は、当該工事で発生が懸念される(指定テーマに該当する)課題とその対応策を提案するものである。</p> <p>1)指定テーマについて 指定テーマは技術提案評価型(S型(チャレンジ型含む))の場合1テーマ、技術提案評価型(S型・WTO)の場合、2テーマを設定する。なお、指定テーマを設定した理由については「設定理由」として記載している。</p> <p>2)重要な項目について 1つの指定テーマに対して、特に重要と判断する項目「重要な項目①」を1つ設定している。また、「重要な項目①」に該当するもの以外で、指定テーマに関して効果の見込める提案を「重要な項目②」とする。</p> <p>3)提案数について 技術提案は、「重要な項目①」に対して2提案、「重要な項目②」に対して1提案行うものとする。よって、技術提案評価型(S型(チャレンジ型含む))の場合、合計3提案、技術提案評価型(S型・WTO)の場合、合計6提案行う。</p>	<p>8 技術提案 2)提案数について</p> <h2>8 技術提案</h2> <p>技術提案 技術提案は、当該工事で発生が懸念される(指定テーマに該当する)課題とその対応策を提案するものである。</p> <p>1)指定テーマについて 指定テーマは技術提案評価型(S型(チャレンジ型含む))の場合1テーマ、技術提案評価型(S型・WTO)の場合、2テーマを設定する。なお、指定テーマを設定した理由については「設定理由」として記載している。</p> <p>2)提案数について 技術提案は、2提案行うものとする。よって、技術提案評価型(S型(チャレンジ型含む))の場合、合計2提案、技術提案評価型(S型・WTO)の場合、合計4提案行う。</p>

令和3年度 総合評価落札方式の運用方針(工事) の新旧対照表

更新日	頁	旧	新
R3.12.3	P84	<p>8 技術提案</p> <p>4) 技術提案書の記載方法</p> <h2>8 技術提案</h2> <p>4) 技術提案書の記載方法 入札説明書記載例</p> <p>様式記載例</p> <p>①「指定テーマ」、「重要な項目」 当該箇所には、入札説明書に記載の「指定テーマ」、「重要な項目」を様式に転記する。</p> <p>②「提案〇」※〇は1, 2, 3のいずれか 当該箇所には、提案内容の即したタイトルを1行以内で記載する。</p> <p>④「本工事の課題」 当該箇所には、工事内容、「指定テーマ」、「重要な項目」、「設定理由」を踏まえ、本工事において発生が懸念される課題、課題に着目した理由について記載する。</p> <p>⑤「技術提案の内容・効果・実施方法」 「本工事の課題」で記載した課題の解決方策について、技術(工夫)の採用理由、提案内容の概要、見込まれる効果、実施方法(時期、範囲、手順など)等について具体的に記載する。</p> <p>⑥「新技术の活用」 「技術提案の内容・効果・実施方法」に記載した中に新技术の活用がある場合、記載する。</p> <p>*ここでこの新技術は、「新技術情報提供システム(NETIS)」、「港湾関連民間技術評価」、「建設技術審査証明」に登録された技術、または「国土技術開発官」を受賞した技術とする。評価制度の名称、認証機関、登録番号、有効期限(NETISの場合は掲載期間)、受賞年月日を記載すること</p> <p style="text-align: right;">84</p>	<p>8 技術提案</p> <p>3) 技術提案書の記載方法</p> <h2>8 技術提案</h2> <p>3) 技術提案書の記載方法 入札説明書記載例</p> <p>様式記載例</p> <p>①「指定テーマ」 当該箇所には、入札説明書に記載の「指定テーマ」を様式に転記する。</p> <p>②「提案〇」※〇は1, 2, 3のいずれか 当該箇所には、提案内容の即したタイトルを1行以内で記載する。</p> <p>③「本工事の課題」 当該箇所には、工事内容、「指定テーマ」、「重要な項目」、「設定理由」を踏まえ、本工事において発生が懸念される課題、課題に着目した理由について記載する。</p> <p>④「技術提案の内容・効果・実施方法」 「本工事の課題」で記載した課題の解決方策について、技術(工夫)の採用理由、提案内容の概要、見込まれる効果、実施方法(時期、範囲、手順など)等について具体的に記載する。</p> <p>⑤「新技术の活用」 「技術提案の内容・効果・実施方法」に記載した中に新技术の活用がある場合、記載する。</p> <p>*ここでこの新技術は、「新技術情報提供システム(NETIS)」、「港湾関連民間技術評価」、「建設技術審査証明」に登録された技術、または「国土技術開発官」を受賞した技術とする。評価制度の名称、認証機関、登録番号、有効期限(NETISの場合は掲載期間)、受賞年月日を記載すること</p> <p style="text-align: right;">84</p>

令和3年度 総合評価落札方式の運用方針(工事) の新旧対照表

更新日	頁	旧	新
R3.12.3	P85	<p>8 技術提案 5)留意事項</p> <h2>8 技術提案</h2> <p>5)留意事項</p> <p>○別記様式 技術提案書(詳細) の留意事項</p> <p>「指定テーマ」及び「重要な項目」を踏まえた、「本工事の課題」で記載した課題の解決方策について、技術(工夫)の採用理由、提案内容の概要、見込まれる効果、実施方法(時期、範囲、手順など)等を具体的に記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術提案書(概要)に記載した内容と整合が取れていること。 ・原則、1提案内で提案できる技術(工夫)は1つとする。 ただし、2つの技術(工夫)を組み合わせることで、技術提案の効果が高くなる場合に限り、1提案内で提案できる技術(工夫)を2つとすることができる。なお、1提案内に技術(工夫)が3つ以上含まれると判断される場合は、記載順に2つ目までの技術(工夫)を評価し、3つ目以降の技術(工夫)は評価しない。 なお、評価対象とならなかった技術(工夫)についても実施義務が生じるので注意すること。 	<p>8 技術提案 4)留意事項</p> <h2>8 技術提案</h2> <p>4)留意事項</p> <p>○別記様式 技術提案書(詳細) の留意事項 「指定テーマ」を踏まえた、「本工事の課題」で記載した課題の解決方策について、技術(工夫)の採用理由、提案内容の概要、見込まれる効果、実施方法(時期、範囲、手順など)等を具体的に記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術提案書(概要)に記載した内容と整合が取れていること。 ・1提案内で提案できる技術(工夫)は2つ以内とする。 なお、1提案内に技術(工夫)が3つ以上含まれると判断される場合は、記載順に2つ目までの技術(工夫)を評価し、3つ目以降の技術(工夫)は評価しない。 評価対象とならなかった技術(工夫)についても実施義務が生じるので注意すること。 <p>○新技術の活用の留意事項 ・新技術の活用がある場合、加算点を与えるのは1つの指定テーマに対し1つとする。 ・「新技術の活用」については技術資料提出期限日時点で、有効期限内であること。 (NETISの場合は掲載期限を迎えていない技術であること) また、国土技術開発賞については受賞から5年以内であること。 ・新技術が、1提案内で記載順に3つ目以降の技術(工夫)に記載されている場合、評価しない。</p>

令和3年度 総合評価落札方式の運用方針(工事) の新旧対照表

更新日	頁	旧	新
R3.12.3	P86	<p>8 技術提案</p> <p>○評価しない提案内容</p> <p>8 技術提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ○評価しない提案内容 <ul style="list-style-type: none"> ・法令違反に該当するもの ・特記仕様書の内容と異なるもの ※図面に記載された内容(参考図除く)も該当する。 ・指定された様式を外れて記載された部分のもの (1提案につきA4で1枚、10ポイントを外れる記載) ・指定テーマ、重要な項目に即していないもの ・「本工事の課題(別記様式4-2)」の内容に対し、提案内容が合っていないもの ・同様の技術提案が複数回記載されている場合、評価された順で2回目以降のもの ※例)同様の技術(同じ技術)を場所や時期等を変えて提案1、提案2で記載した場合は、提案1に記載された技術のみ評価する。 ・1提案内で記載順に3つ目以降の技術(工夫) ・1提案内で記載順に2つ目の技術(工夫)において、1つ目の技術と組み合わせて効果が高くなると認められない場合の2つ目以降の技術(工夫) 	<p>8 技術提案</p> <p>○評価しない提案内容</p> <p>8 技術提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ○評価しない提案内容 <ul style="list-style-type: none"> ・法令違反に該当するもの ・特記仕様書の内容と異なるもの ※図面に記載された内容(参考図除く)も該当する。 ・指定された様式を外れて記載された部分のもの (1提案につきA4で1枚、10ポイントを外れる記載) ・指定テーマに即していないもの ・「本工事の課題(別記様式4-2)」の内容に対し、提案内容が合っていないもの ・同様の技術提案が複数回記載されている場合、評価された順で2回目以降のもの ※例)同様の技術(同じ技術)を場所や時期等を変えて提案1、提案2で記載した場合は、提案1に記載された技術のみ評価する。 ・1提案内で記載順に3つ目以降の技術(工夫)

旧

別紙 評価基準表【港湾工種・チャレンジ型】

評価項目		評価基準	配点 「ICT」評価なし、「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの専用」評価あり)	配点 「ICT」評価あり、「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの専用」評価なし)	配点 「ICT」評価なし、「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの専用」評価あり)	配点 「ICT」評価あり、「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの専用」評価なし)
企業の能力等	施工実績	H18.4.1以降に元請として完成・引渡しが完了した同種工事の実績(JVは出資比率20%以上)	より同種性の高い工事の実績あり 〔注1〕	4.0点 0.0点 欠格	4.0点 0.0点 欠格	4.0点 0.0点 欠格
	登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターをそれぞれの資格に指定(別記条件書)に記載している当該工種の全施工期間に配置	○船団長に登録海上起重基幹技能者を配置 ○建設マスターを配置 ○建設ジュニアマスターを配置 ○登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの配置なし	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	7.0点 4.0点	5.0点
	ICTの活用(ICT活用計画)	各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的に活用する計画の有無 〔淡深工〕①、②、③、④、⑤ 〔基礎工〕①、②、③、④ 〔ブロック据付工〕①、②、③ 〔注2〕	各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的に活用する場合	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	6.0点
	企業能力得等点	小計 換算点a(換算点の配点合計は5.0点)	① $a=1 \times 5.0 / 5.0$	② $a=2 \times 5.0 / 7.0$	③ $a=3 \times 5.0 / 4.0$	④ $a=4 \times 5.0 / 6.0$

評価項目		評価基準	配点(評価対象資格2資格以上)	配点(評価対象資格1資格)	配点(評価対象資格なし)
技術者の能力等	経験	H18.4.1以降に元請として完成・引渡しが完了した同種工事の実績(JVは出資比率20%以上)	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	3.0点 1.0点 0.0点	3.0点 3.0点 0.0点
	保有資格	評価対象資格の保有(注3)	より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	4.5点 1.0点 0.0点	3.0点 3.0点 0.0点
	継続教育	CPDの単位取得状況(注4)	同種性が認められる工事において、担当技術者として従事	4.0点 1.0点 0.0点	2.0点 2.0点 0.0点
技術者の能力得等点	小計 換算点b(換算点の配点合計は5.0点)	⑤ $b=5 \times 5.0 / 5.0$	⑥ $b=6 \times 5.0 / 4.5$	⑦ $b=7 \times 5.0 / 4.0$	

評価項目		配点	総合評価方式	加算点小計:c
工事信頼度等	安全対策	中部地方整備局(港湾空港関係)の発注工事で、施工中の事故等により営業停止、指名停止、口頭注意又は文書注意を受けた場合、減点する。	-2.0点	技術提案評価型(S型・非WTO・チャレンジ型) (a+b) × 10/10
	不誠実な行為	贈賄及び談合等により中部地方整備局管内で営業停止となった場合、又は贈賄及び談合等により中部地方整備局(港湾空港関係)から指名停止、口頭注意、文書注意を受けた場合、減点する。	-2.0点	施工能力評価型(I型・施工計画重視型・チャレンジ型) 施工体制確認型 (a+b) × 10/10
(注6)	工事信頼度	中部地方整備局(港湾空港関係)の工事において低入札を行った企業で、かつ当該工種の過去2年間の工事成績評定の平均点が70点未満(中部地方整備局(港湾空港関係))での実績がない場合は、工事成績評定の平均点を65点とみなす。)の場合、低入札工事の完了後2年間、減点する。	-1.5点	施工能力評価型(I型・施工計画重視型・チャレンジ型) 施工体制確認型以外 (a+b) × 5/10
		中部地方整備局(港湾空港関係)における低入札工事の工事成績評定が70点未満の場合、低入札工事の完了後2年間、減点する。	-1.5点	※加算点小計:cは、小数2位四捨五入
	工事信頼度等小計	d	(注5)	工事信頼度等小計

加算点合計=加算点小計c+工事信頼度等小計d

新

別紙 評価基準表【港湾工種・チャレンジ型】

評価項目		評価基準	配点 「ICT」評価なし、「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの専用」評価あり)	配点 「ICT」評価あり、「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの専用」評価なし)	配点 「ICT」評価なし、「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの専用」評価あり)	配点 「ICT」評価あり、「登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの専用」評価なし)
企業の能力等	施工実績	H18.4.1以降に元請として完成・引渡しが完了した同種工事の実績(JVは出資比率20%以上)	より同種性の高い工事の実績あり 〔注1〕	4.0点 0.0点 欠格	4.0点 0.0点 欠格	4.0点 0.0点 欠格
	登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターをそれぞれの資格に指定(別記条件書)に記載している当該工種の全施工期間に配置	○船団長に登録海上起重基幹技能者を配置 ○建設マスターを配置 ○建設ジュニアマスターを配置 ○登録海上起重基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターの配置なし	1.0点 0.0点	1.0点 0.0点	5.0点 7.0点	5.0点
	ICTの活用(ICT活用計画)	各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的に活用する計画の有無 〔淡深工〕①、②、③、④、⑤ 〔基礎工〕①、②、③、④ 〔ブロック据付工〕①、②、③ 〔注2〕	各対象工種において、「施工プロセスの各段階」の全ての段階で全面的に活用する場合	2.0点 0.0点	2.0点 0.0点	6.0点
	企業能力得等点	小計 換算点a(換算点の配点合計は5.0点)	① $a=1 \times 5.0 / 5.0$	② $a=2 \times 5.0 / 7.0$	③ $a=3 \times 5.0 / 4.0$	④ $a=4 \times 5.0 / 6.0$

評価項目		評価基準	配点(評価対象資格2資格以上)	配点(評価対象資格1資格)	配点(評価対象資格なし)
技術者の能力等	経験	H18.4.1以降に元請として完成・引渡しが完了した同種工事の実績(JVは出資比率20%以上)	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	3.0点 1.0点 0.0点	3.0点 3.0点 0.0点
	保有資格	評価対象資格の保有(注3)	より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	4.5点 1.0点 0.0点	3.0点 3.0点 0.0点
	継続教育	CPDの単位取得状況(注4)	同種性が認められる工事において、担当技術者として従事	4.0点 1.0点 0.0点	2.0点 2.0点 0.0点
技術者の能力得等点	小計 換算点b(換算点の配点合計は5.0点)	⑤ $b=5 \times 5.0 / 5.0$	⑥ $b=6 \times 5.0 / 4.5$	⑦ $b=7 \times 5.0 / 4.0$	

評価項目		配点	総合評価方式	加算点小計:c
工事信頼度等	安全対策	中部地方整備局(港湾空港関係)の発注工事で、施工中の事故等により営業停止、指名停止、口頭注意又は文書注意を受けた場合、減点する。	-2.0点	技術提案評価型(S型・非WTO・チャレンジ型) (a+b) × 10/10
	不誠実な行為	贈賄及び談合等により中部地方整備局管内で営業停止となった場合、又は贈賄及び談合等により中部地方整備局(港湾空港関係)から指名停止、口頭注意、文書注意を受けた場合、減点する。	-2.0点	施工能力評価型(I型・施工計画重視型・チャレンジ型) 施工体制確認型 (a+b) × 10/10
(注6)	工事信頼度	中部地方整備局(港湾空港関係)の工事において低入札を行った企業で、かつ当該工種の過去2年間の工事成績評定の平均点が70点未満(中部地方整備局(港湾空港関係))での実績がない場合は、工事成績評定の平均点を65点とみなす。)の場合、低入札工事の完了後2年間、減点する。	-1.5点	施工能力評価型(I型・施工計画重視型・チャレンジ型) 施工体制確認型以外 (a+b) × 5/10
		中部地方整備局(港湾空港関係)における低入札工事の工事成績評定が70点未満の場合、低入札工事の完了後2年間、減点する。	-1.5点	※加算点小計:cは、小数2位四捨五入
	工事信頼度等小計	d	(注5)	工事信頼度等小計

加算点合計=加算点小計c+工事信頼度等小計d

〔評価対象資格数〕については別記条件書による。
 (注1)「より同種性の高い工事」とは、「同種工事」要件を満たし且つ、別記条件書の「より同種性の高い工事」に該当する工事を指す。
 (注2)ICT活用工事の対象となる項目については、特記仕様書を十分確認のこと。
 (注3)評価対象資格は、別記条件書の「評価対象資格」に示す資格を指す。
 (注4)推奨単位に優良、標準の分けない団体の証明書類の場合、標準単位とする。
 (注5)JVで申請があった場合、各社の加算点にJVの出資割合を乗じた値の全社の合計値を評価対象の加算点とする。
 (注6)工事信頼度等は、当該工事の競争参加資格確認資料提出期限日が減点期間中である場合に対象とする。

〔評価対象資格数〕については別記条件書による。
 (注1)「より同種性の高い工事」とは、「同種工事」要件を満たし且つ、別記条件書の「より同種性の高い工事」に該当する工事を指す。
 (注2)ICT活用工事の対象となる項目については、特記仕様書を十分確認のこと。
 (注3)評価対象資格は、別記条件書の「評価対象資格」に示す資格を指す。
 (注4)推奨単位に優良、標準の分けない団体の証明書類の場合、標準単位とする。
 (注5)JVで申請があった場合、各社の加算点にJVの出資割合を乗じた値の全社の合計値を評価対象の加算点とする。
 (注6)工事信頼度等は、当該工事の競争参加資格確認資料提出期限日が減点期間中である場合に対象とする。

〔評価対象資格数〕については別記条件書による。

(注1)「より同種性の高い工事」とは、「同種工事」要件を満たし且つ、別記条件書の「より同種性の高い工事」に該当する工事を指す。

(注2)ICT活用工事の対象となる項目については、特記仕様書を十分確認のこと。

(注3)評価対象資格は、別記条件書の「評価対象資格」に示す資格を指す。

(注4)推奨単位に優良、標準の分けない団体の証明書類の場合、標準単位とする。

(注5)JVで申請があった場合、各社の加算点にJVの出資割合を乗じた値の全社の合計値を評価対象の加算点とする。

(注6)工事信頼度等は、当該工事の競争参加資格確認資料提出期限日が減点期間中である場合に対象とする。

〔評価対象資格数〕については別記条件書による。

(注1)「より同